

労務アシスト通信

連絡先：〒252-0206

相模原市中央区淵野辺 3-15-1-3F

電 話：042-704-9860 FAX：042-704-9861

メール：main@roumu-assist.com

H P：https://roumu-assist.com/



過去最多を記録した「人手不足倒産」 ～帝国データバンク動向調査より

◆「人手不足倒産」とは

帝国データバンクが実施した、全国約 1 万社の回答を集計した 2018 年 9 月の調査によると、正社員が不足していると回答した企業は全体の 51.7%を占め、1 年前の同調査（48.2%）に比べ増加しています。帝国データバンクでは、従業員の離職や採用難等により収益が悪化したことなどを要因とする倒産（個人事業主含む、負債 1,000 万円以上、法的整理）を「人手不足倒産」と定義し、過去 5 年半で発生した人手不足倒産を集計・分析しています。

今回は、2018 年度上半期（2018 年 4～9 月）の結果をもとにまとめます。

◆倒産件数・負債総額

2018 年度上半期の人手不足倒産件数は 76 件で、前年同期（54 件）より 40.7%増えており、2 年連続で過去最多を更新しています。一方、負債総額は 110 億 4,200 万円、前年同期（191 億 2,900

万円）より 42.3%減少しています。

過去 5 年半の累計でみると、倒産件数 447 件、負債額 946 億 9,500 万円にのびります。

◆負債規模別

負債規模別の件数をみると、「1 億円未満」が 45 件で前年同期（22 件）に比べ 2 倍に増えていて、5 年半累計でも 227 件（構成比 50.8%）と小規模倒産が過半を占めていることがわかります。「1～5 億円未満」が上半期 27 件、5 年半累計で 179 件（構成比 40%）と、5 億円未満の倒産が全体の 90%以上を占めています。

◆業種別件数

2018 年度上半期で最も件数が多かったのは「サービス業」で 26 件、次に建設業（19 件）、運輸・通信業（17 件）と続きます。さらに業種細分類別の過去 5 年半の累計件数をみると、「道路貨物運送」38 件、「老人福祉事業」27 件、「木造建築工事」26 件、「労働者派遣」21 件、「建築工事」19 件、「受託開発ソフトウェア」18 件、「土木工事」15 件

となっています。

◆都道府県別

都道府県別の 5 年半累計をみてみると、「東京都」の 62 件が突出して多く、次に「福岡県」34 件、「大阪府」32 件、「北海道」と「静岡県」が並んで 25 件、「愛知県」22 件となっています。

10 月から最低賃金が全国平均で 26 円引き上げられたり、運送費や原材料価格が高騰していたり、企業を取り巻く環境が厳しさを増す中、「人手不足倒産」もさらに増加することが懸念されます。

平成 30 年「高齢者の雇用状況」集計結果より

◆平成 30 年「高齢者の雇用状況」

厚生労働省が平成 30 年「高齢者の雇用状況」（6 月 1 日現在）を公表しました。「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高齢者雇用安定法）では 65 歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年制の廃止」「定年の引上げ」「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高齢者雇用確保措置）



を講じるよう義務づけており、毎年 6 月 1 日現在の高年齢者の雇用状況の報告を求めています。今回の集計結果は、この雇用状況を報告した従業員 31 人以上の企業 15 万 6,989 社の状況をまとめたものです。

◆定年の引上げによる措置を講じる企業が微増

調査によると、65 歳まで雇用確保措置のある企業は全体で 99.8%となっています。内訳としては、「定年制の廃止」が 2.6%（変動なし）、「定年の引上げ」が 18.1%（1.0 ポイント増加）、「継続雇用制度の導入」が 79.3%（1.0 ポイント減少）となっており、定年制度よりも継続雇用制度により雇用確保措置を講じる企業の比率が圧倒的に高い状況が読み取れますが、わずかながら定年の引上げを講じる企業が増加している様子も読み取れます。また、65 歳を定年とする企業は全体で 16.1%（0.8 ポイント増加）、中小企業で 16.8%、大企業で 9.4%となっています。

◆66 歳以上まで働ける制度のある企業は約 28%

66 歳以上まで働ける制度のある企業は全体で 27.6%

（中小企業 28.2%、大企業 21.8%）に上っています。希望者全員が働ける制度に限ると 10.6%になります（中小企業 11.4%、大企業 3.5%）。また、70 歳以上まで働ける制度のある企業は全体で 25.8%（中小企業 26.5%、大企業 20.1%）、定年制の廃止企業は 2.6%（中小企業 2.9%、大企業 0.5%）となっており、人手不足が深刻な中小企業では特に、高齢者の雇用に関する意欲が高いことがうかがえます。

◆政府は 70 歳まで雇用継続へ法改正を検討

政府は 11 月 26 日に行われた未来投資会議で、雇用の継続を企業に求める年齢を現在の 65 歳から 70 歳へ引き上げるために高年齢者雇用安定法の改正を目指すとしています。雇用継続は定年延長や再雇用制度の導入だけでなく、別の企業で働き続けるといった他の選択肢を盛り込むことも検討するとしています。高年齢者の雇用に関する措置については、さらなる検討が必要でしょう。

【厚生労働省「平成 30 年「高年齢者の雇用状況」集計結果」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000182200_00002

[.html](#)

1 月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

10 日

- 源泉徴収税額（※）・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
※ただし、6 ヶ月ごとの納付の特例を受けている場合には、30 年 7 月から 12 月までの徴収分を 1 月 20 日までに納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞ [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出＜前月以降に一括有期事業を開始している場合＞ [労働基準監督署]

本年最初の給料の支払を受け
る日の前日まで

- 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の提出 [給与の支払者（所轄税務署）]
- 本年分所得税源泉徴収簿の書換え [給与の支払者]

31 日

＜紙面の関係により割愛いたします＞